

第1部 総論

第1章 船橋市の概要

第1節 自然条件

1. 位置・地勢

本市は、千葉県の北西部に位置し、首都東京と県庁所在地の千葉市のはば中間にあります。また、陸上及び海上交通の要衝の地である東京湾最奥部に面しているため、市勢の発展に極めて有利な地理的条件を有しています。

面積は85.62km²、東西の距離は13.86km、南北の距離は14.95kmとなっています。地勢は全般的に低く平坦であり、北部は緑に覆われ、低い丘陵が起伏しており、市街地と北部農耕地の中間の内陸部は住宅地が広がっています。

表 1-1-1 位置

区分	東端	西端	南端	北端
経度・緯度	東経 140° 05' 23"	東経 139° 56' 19"	北緯 35° 39' 50"	北緯 35° 47' 59"
町名	小野田町	本中山7丁目	高瀬町	小室町

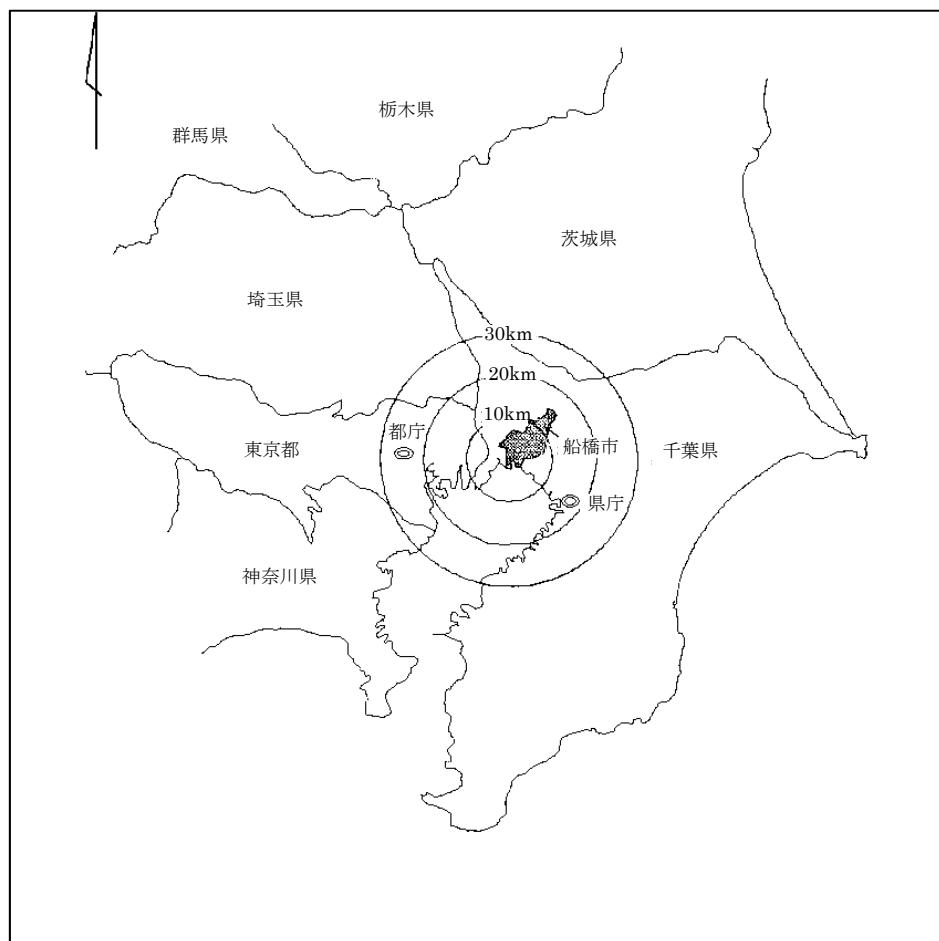


図 1-1-1 船橋市の位置

2. 気象

本市の過去 10 年間における気象については、気象庁が観測したデータによれば、年平均気温は 15.4~17.3°C、年間降水量は 1,216~1,724mm、年平均風速は 1.8~1.9m/s であり、比較的温暖な海洋性気候を示しています。

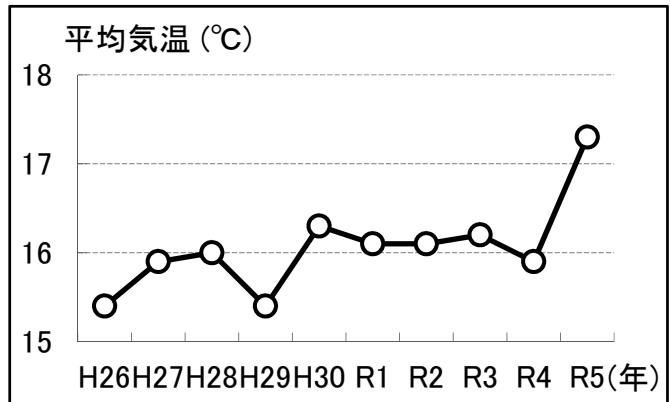


図 1-1-2 気温経年変化（資料：気象庁）

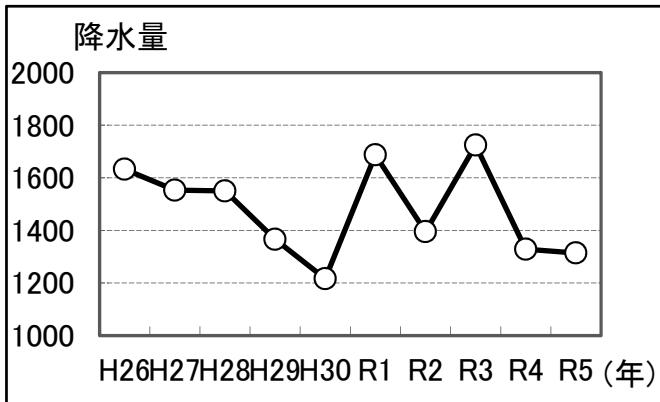


図 1-1-3 降水量経年変化（資料：気象庁）

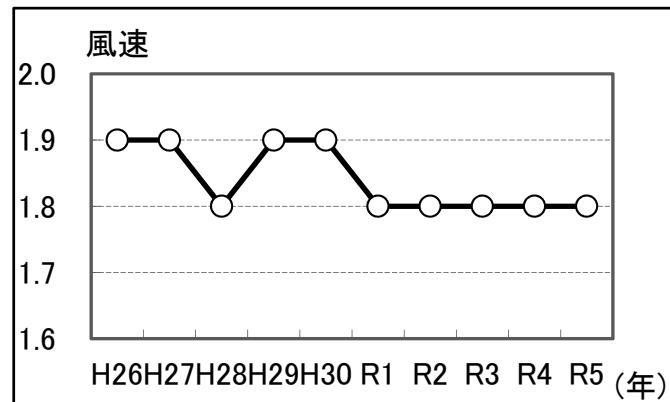


図 1-1-4 風速経年変化（資料：気象庁）

令和 5 年の平均気温は 17.3°C (最高 38.4°C、最低 -5.2°C)、年間降水量は 1,314mm、平均風速は 1.8m/s でした。

第2節 社会条件

1. 人口

令和 5 年 10 月 1 日現在の本市の常住人口は 647,105 人、世帯数は 300,470 世帯です。また、1 世帯当たりの人員は 2.15 人です。昭和 35 年から日本住宅公団 (現: 独立行政法人都市再生機構) による大規模団地が相次いで造成され、また民間による住宅開発が盛んに行われたことにより、急激に人口が増加し、昭和 58 年 10 月には 50 万人を超えるました。

しかし、元号が昭和から平成に変わったころから、急激な増加は終わり、緩やかな増加を示しています。これに対し、世帯数は一貫して増加傾向で推移しており、近年は核家族世帯だけでなく、単独世帯などの増加が進んでいます。

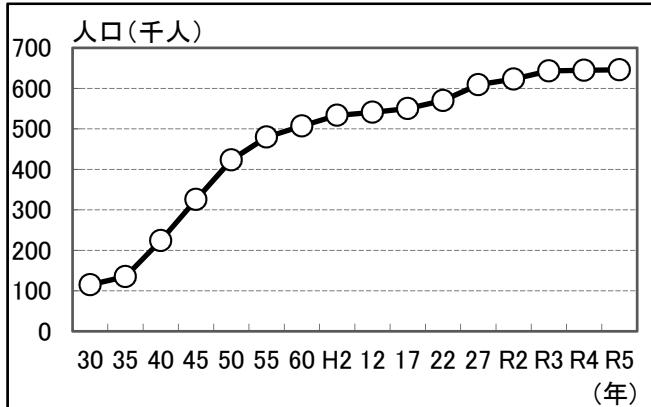


図 1-1-5 常住人口の推移（各年 10 月 1 日現在）

2. 産業

本市の産業は、昭和35年以降、恵まれた立地条件のもとに、工業団地や大規模住宅団地の造成により、商工業を中心に大きく発展してきました。

産業別就業人口構成比の推移を見ると、第一次産業と第二次産業の占める割合は年々減少し、第三次産業の占める割合が増加しています。

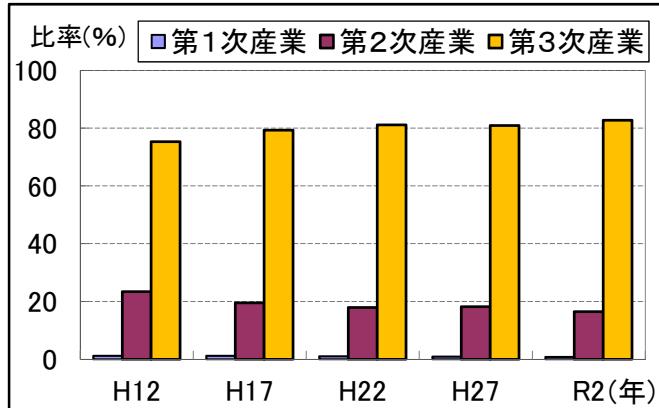


図 1-1-6 産業別就業人口構成比の推移

(資料:国勢調査)

(1) 農業

本市の農業は、都市地域の農業が持つ食料供給基地として、優れた農業を維持し、露地野菜を中心に果樹、花き園芸、畜産などの多彩な経営を行っており、次世代への育成及び個性豊かな船橋農業の実現を図っています。

表 1-1-2 農業の推移

年	農家数(戸)	経営耕地面積(ha)	農家人口(人)
H22	1,067	1,002	3,883
H27	979	932	3,208
R2	799	765	2,491

(資料:農林業センサス結果概要及び世界農林業センサス結果概要)

(2) 漁業

本市の漁業は、漁場豊度に富んだ東京湾を漁場として、長い歴史と伝統を誇っており、のり・貝類・魚類の生産を行っています。

市では、共同・区画漁業権で養殖漁業の育成と許可漁業のための近代化施設を活用し、栽培技術の向上等を図り、漁業経営の安定を図っています。

表 1-1-3 漁業の推移

年	経営体数	漁船数(隻)	漁獲金額(万円)
H20	81	147	—
H25	50	118	—
H30	57	113	—

(資料:漁業センサス報告書、船橋市漁業協同組合調)

※漁獲金額については、平成20年調査より未集計となっています。

(3) 工業

本市の工業は、首都東京に近接しており地理的に有利であることや、内陸部の工業系用途の指定や臨海部の埋め立てによる工業用地の造成などの積極的な企業誘致により、企業が進出し順調に発展を遂げてきました。

しかし、臨海部は既に工業地域としては、成熟してきており、大型工業団地の受け皿としての余地はなくなっています。

また、北部地区に高付加価値型の都市型産業や成長産業の新規立地及び市内住工混在地区の解消を目的とした中小企業の移転を図るため、地区の特性を活かした環境保全型の工業団地(船橋ハイテクパーク・約50ha)が民間開発により造成されています。

表 1-1-4 工業の推移

年	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額(億円)
H28	277	15,594	6,829
H29	266	15,119	6,578
H30	258	15,073	6,824
R1	266	14,291	6,779

※ 従業者数が4名以上の事業所対象(資料:工業統計調査)



図 1-1-7 工業地域分布状況

(4)商業

本市の商業は、昭和35年以降の大規模団地の進出等による人口の増加とともに発展を遂げてきました。

今日では、団地周辺に新興商店街、主要駅周辺には古くから形成された商店街や大型商業施設、幹線道路沿いには大型専門店が立地し、県北西部的一大商圏を形成しています。

しかし、社会環境や消費者ニーズの変化などにより、商業を取り巻く環境は厳しく、特に商店街及びその個店にあっては変化の時代に即した経営・活動戦略が求められています。

市では、社会環境の変化に即した経営・活動支援や商店街の環境整備に対する助成などを行っています。

表 1-1-5 商業の推移

年 度	商店数	従業員数(人)	販売額(百万円)
H11	4,799	39,128	1,277,149
H14	4,474	38,910	1,123,031
H16	4,249	37,801	1,099,864
H19	3,828	36,906	1,161,083
H24	2,882	27,386	924,267
H26	2,846	28,741	1,033,419
H28	3,048	32,241	1,163,003
R3	2,784	33,124	1,155,162

(資料:商業統計調査結果、経済センサス活動調査)

3. 土地利用

本市の土地利用状況を見ると、南部地区は、都市化が進み、商業、工業用地としての利用が多くなっています。特に臨海部は、埋立てにより工業及び港湾用地として利用されています。

西部地区は、南側が宅地や商業用地に利用され、北側の台地や河川沿いに畠地・果樹園、樹林地がみられます。中部地区は、台地部が宅地として利用され、海老川沿いに水田、その周辺に畠地・果樹園、樹林地が見られます。東部地区は、市街化が進み、大部分が宅地として利用されています。北部地区は、南側の一部が宅地としての利用が多く、その他は大部分が緑地、畠地・果樹園、水田として利用されています。また本市全体では、平成16年度から令和元年度の間に東京ドーム約115個分の農地が宅地に転用されています。

表 1-1-6 市街化区域及び市街化調整区域

都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
約8,564ha	約5,551ha(64.8%)	約3,013ha(35.2%)

※ 平成26年10月1日より行政区域面積は8,562haとなっていますが、都市計画区域及び市街化調整区域の面積の変更には都市計画法に定められた各種手続きが必要なため、従来の数値となっています。

表 1-1-7 用途地域 (令和5年11月28日現在)

用途地域	面 積(ha)
第1種低層住居専用地域	約1,770
第1種中高層住居専用地域	約1,274
第2種中高層住居専用地域	約13
第1種住居地域	約968
第2種住居地域	約194
準住居地域	約79
近隣商業地域	約97
商業地域	約285
準工業地域	約317
工業地域	約206
工業専用地域	約348
計(ha)	約5,551

4. 交通

(1) 鉄道網

本市の鉄道は、9路線35駅あり、東西方向にJR総武線、JR京葉線、東京メトロ東西線、東葉高速線及び京成本線が伸びています。そのうち、東葉高速線を除く4路線は直接都心に乗り入れています。

南北方向にはJR武藏野線、東武アーバンパークライン、新京成線が伸び、北部地区に北総線が伸びています。これらの鉄道は市民の通勤・通学などのための重要な交通手段となっています。

(2) 道路交通網

道路網は、臨海部東西方向の道路と内陸部に伸びる南北方向の道路によって、その骨格が形成されています。東西方向には、東関東自動車道、京葉道路、国道357号(東京湾岸道路)及び国道14号が、南北方向には、国道296号、県道市川・印西線、船橋・我孫子線、船橋・松戸線が走っています。

本市の道路は、交通容量の不足とともに有機的なネットワークに欠けているため、慢性的な渋滞による環境悪化を招いており、総合的な道路交通体系の確立を図ることが急務となっています。

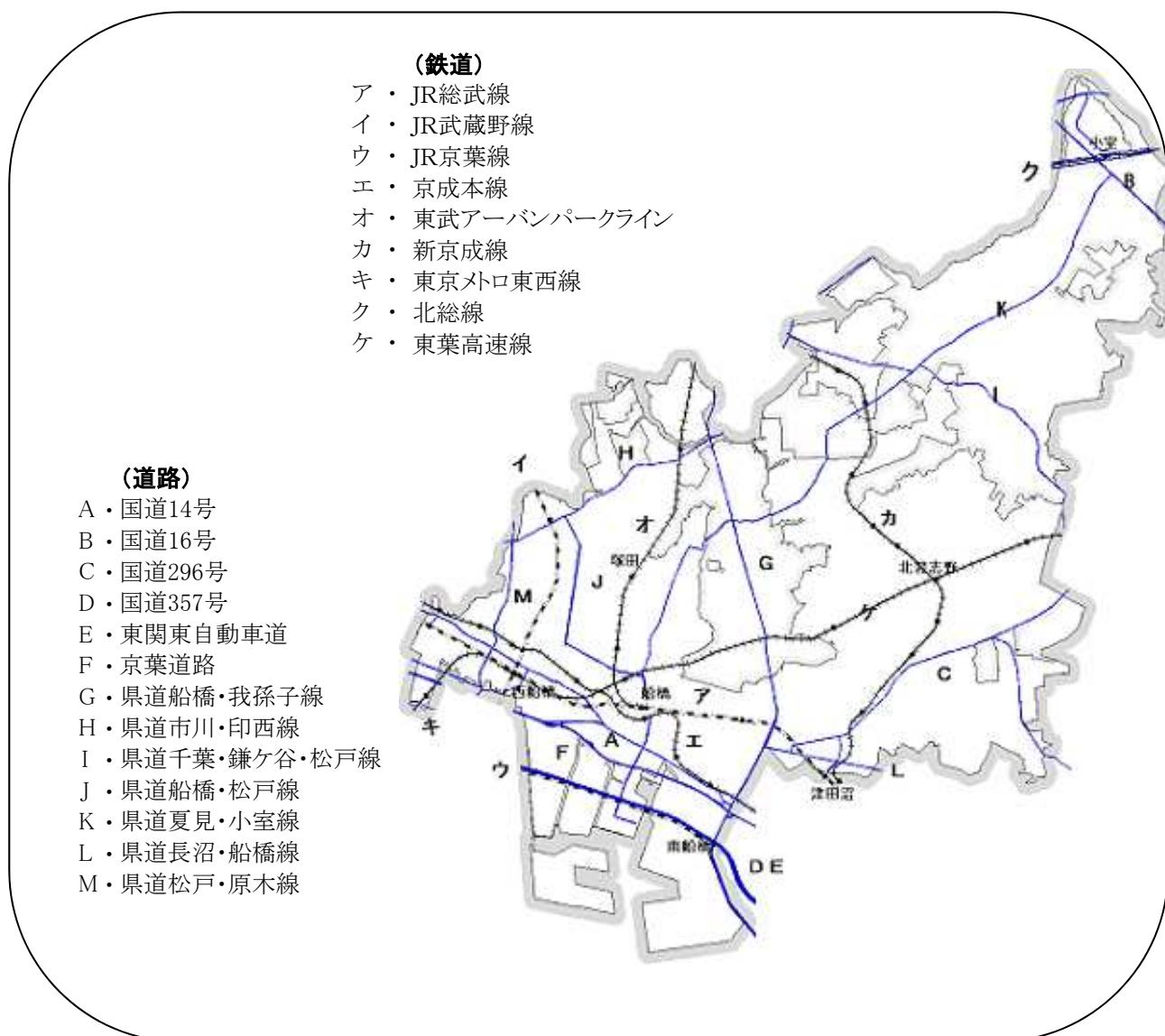


図 1-1-8 主要交通網

第3節 組織

1. 環境行政組織

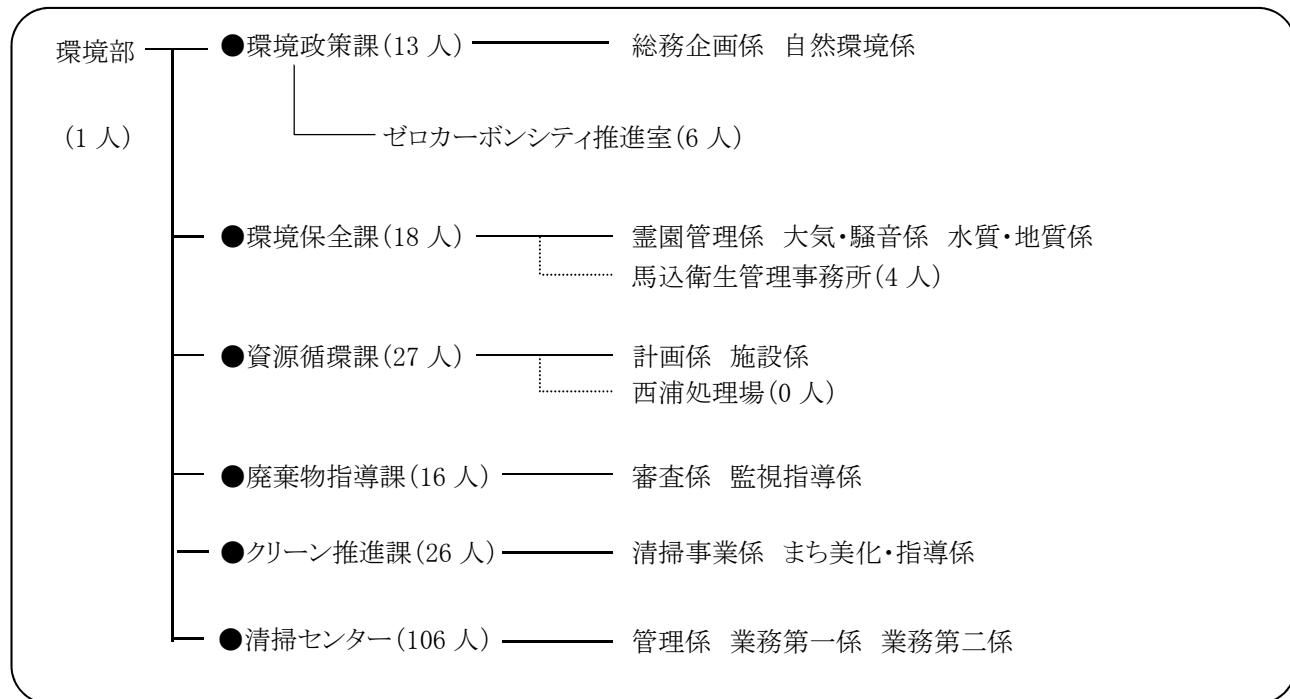


図 1-1-9 環境行政組織図

(令和6年4月1日現在)

2. 環境審議会

昭和38年10月に船橋市公害対策委員会条例を制定し、公害の防止及び対策に関する必要な事項を調査、審議することを役割とした公害対策委員会を設置しました。

昭和45年8月に公害対策委員会の役割を「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁などにより人の健康又は生活環境に係る被害の対策に関する基本的事項を調査、審議すること。」に改めました。また、公害対策委員会から公害対策審議会に改称し、条例の題名についても船橋市公害対策審議会条例に変更しました。

その後、平成9年8月に船橋市公害対策審議会条例を廃止して、新たに船橋市環境基本条例を制定し、公害対策に限らず広く環境の保全全般について、調査、審議することを役割とした「船橋市環境審議会」を設置し、現在に至っています。

(1) 委員の構成

委員は、環境保全に関する学識経験のある方に委嘱しています。

また、環境施策や環境保全に関して広く意見を取り入れるため、公募により一般市民の方にも委嘱しています。

(2) 最近の審議内容

令和5年度は、環境審議会を2回開催しており、第3次船橋市環境基本計画や生物多様性ふなばし戦略<改定版>の各施策や取組の進捗管理について、審議を行いました。

表 1-1-8 船橋市環境審議会委員

(令和6年7月12日現在)

役職	氏名	職業・役職等
副会長	阿部 利美	船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会 監事
	岡 コマエ	家庭倫理の会 船橋市 推進長
	小泉 直弘	千葉県環境研究センター 環境研究センター長
	後藤 洋美	船橋市中学校長会 古和釜中学校 校長
	斎藤 清	船橋市環境フェア実行委員会 委員長
	鈴木 正俊	船橋市漁業協同組合
	副島 良次	船橋市地域工業団体連合会 理事
	高橋 敏行	ちば東葛農業協同組合 代表理事専務
	竹口 朋子	船橋商工会議所 広報委員会 副委員長
	谷合 哲行	千葉工業大学 先進工学部 准教授
	永井 猛	一般公募
	中原 久直	一般公募
	西廣 淳	国立環境研究所 気候変動適応センター 副センター長
会長	沼子 千弥	国立大学法人 千葉大学大学院 理学研究院 准教授
	早川 淑男	船橋市自治会連合協議会 会長
	林 信子	千葉県自然観察指導員協議会 自然観察指導員
	原戸 純太郎	一般公募
	藤井 敬宏	日本大学理工学部交通システム工学科 特任教授
	三橋 栄	市川市農業協同組合 船橋地区統括理事
	山本 千夏	東邦大学 薬学部 教授

五十音順

第2章 総合的な環境施策の推進

第1節 環境基本条例

本市では、「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的として、平成9年3月に船橋市環境基本条例を制定しました。

本条例では、環境の保全についての基本理念や市、事業者、市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、創造し、そして将来の市民に引き継ぐための環境施策の基本的な方向と取組の枠組みを定めています。

基本理念

- 環境の恵沢の享受と継承
- 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築
- 人と自然との共生
- 地球環境保全への貢献

表 1-2-1 環境施策と具体例

環境施策	具体例
環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進	・環境基本計画
環境の保全上の支障を防止するための規制	・環境保全条例　・環境保全に関する協定の締結
環境の保全に関する学習の推進	・ふなばし環境フェア　・ふなばし三番瀬クリーンアップ ・ふなばし三番瀬環境学習館
情報の提供	・「船橋市の環境」(本書)及びデータ集の作成 ・ホームページ　・広報ふなばし　・環境新聞「エコふなばし」

第2節 環境基本計画

1. 基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

本市は、船橋市環境基本条例の定めに基づいて、平成9年3月に船橋市環境基本計画を策定し、環境が自然界の微妙な均衡と循環の下に成り立つものであることを認識した上で、「未来へつなぐ健全で恵み豊かな環境」を望ましい環境像に掲げ、各種の環境保全の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。その後、環境に関わる新たな法の施行や計画の策定があり、循環型社会実現に向けた取組の強化、世界規

模で深刻化しつつある地球温暖化問題への対応、生物多様性の確保に向けた取組の推進などが必要となったため、平成23年3月には第2次船橋市環境基本計画を策定し、望ましい環境像である「みんなでつくり未来へつなぐ恵み豊かな環境」の実現を目指して、環境施策の推進に取り組んできたところです。

さらに10年の時を経た今日、本市の環境保全の取組に一定の進展がみられる半面、社会経済情勢や環境行政をとりまく状況は刻々と変化しています。一例をあげれば、地球温暖化問題が深刻さを増しており、近年増加する自然災害をはじめとして、私たちの身近な生活や事業活動が気候変動による危機的な影響に直面している中で、「パリ協定」の発効によって地球温暖化対策は新たな局面を迎えてます。また、プラスチック廃棄物などによる海洋汚染に見られるように、私たちの身近な生活や事業活動が便利で快適になるにつれて、環境への負荷は増大し、その範囲も地球規模へと拡大しています。

これらが人類共通の課題であるという認識の下で、国連は世界各国の共通な目標となるSDGsを掲げて取組を進めており、我が国の環境政策においても環境・経済・社会の統合的向上が命題となっています。このため、それらに的確に対応しながら、多様な環境問題の解決に向けて、市民・事業者・行政が今以上に協力して取り組むことが求められています。

以上のことから、第3次船橋市環境基本計画は、令和2年度をもって計画期間が満了する前計画を引き継ぎながら、内容及びその構造が大きく変化する今日の環境問題に対応すべく令和3年3月に策定しました。

(2) 第3次船橋市環境基本計画の策定方針

- ①船橋らしさが感じられ、環境・経済・社会の統合的向上の視点を持った計画
- ②実効性のある計画
- ③市民・事業者等が見た時にわかりやすい計画

(3) 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

2. 目指す環境像

私たちは、本市の恵み豊かな環境を維持・保全するとともに、よりよい環境の再生・創出を行い、未来の世代につなげていく責務を有しています。

その責務を果たすためには、本市の地域特性・地域資源を活かし、これまでのように環境面に配慮するだけでなく、経済面、社会面も含めた多様な観点から統合的な向上を図る必要があります。

このことを踏まえ、本計画では、目指す環境像を次のとおり定めます。

《みんなでつくる 恵み豊かで持続可能な都市 ふなばし》

3. 施策体系

本計画では、目指す環境像を実現するため、以下に定める施策の柱のもとに、本市の地域資源を活かしながら各種の施策を展開していきます。(各施策の推進によって実現に主に貢献できるSDGsを示しています。)

○施策の柱1:持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり【地球温暖化への取組】

- ・基本施策1:地球温暖化対策の総合的な推進
- ・基本施策2:省エネルギーの推進
- ・基本施策3:創エネルギーの推進



○施策の柱2:大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり【自然環境保全・活用への取組】

- ・基本施策4:親しみやすい水辺の創出
- ・基本施策5:まちの緑の育成
- ・基本施策6:多様な生態系の保全
- ・基本施策7:自然の恵みの持続的な活用



○施策の柱3:資源を無駄なく循環させる社会づくり【循環型社会構築への取組】

- ・基本施策8:循環型社会の推進
- ・基本施策9:廃棄物の適正処理の推進



○施策の柱4:健全で快適に暮らせるまちづくり【生活環境保全への取組】

- ・基本施策10:良好な大気の保全
- ・基本施策11:健全な水環境の保全
- ・基本施策12:快適な生活環境の保全



○施策の柱5:より良い環境をみんなで育む体制づくり【分野横断的な取組】

- ・基本施策13:船橋の環境を担う「ひと」づくり
- ・基本施策14:船橋の環境を育む「つながり」づくり
- ・基本施策15:協働を促進する「しくみ」づくり



4. 進行管理指標

計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

表 1-2-2 基本施策1 地球温暖化対策の総合的な推進

状態指標	基 準 (令和元年度)	現 状 (令和5年度)	数値目標
			目標年度 (令和12年度)
市民一人当たりの温室効果ガス排出量	6.25t-CO ₂ (※1)	4.87t-CO ₂ (※2)	3.15t-CO ₂ (※3)
エコライフ実践度(家庭)	52% (※4)	60.9%	70%
エコオフィス実践度(事業者)	39% (※4)	47.0%	70%
熱中症搬送者数	221 人	266 人	搬送者数の減少

(※1)平成25年度の実績値です。

(※2)令和3年度の実績値です。

(※3)船橋市地球温暖化対策実行計画において目標値の見直しを行ったため、本計画においても数値を変更しています。

(※4)平成30年度の実績値です。

表 1-2-3 基本施策2 省エネルギーの推進

状態指標	基 準 (平成30年度) (※1)	現 状 (令和5年度)	数値目標
			目標年度 (令和12年度)
一世帯当たりの電力使用量	3,912kWh(※2)	3,493kWh (※3)	1,540 kWh (※4)
一世帯当たりの都市ガス使用量	353 m ³ (※2)	427 m ³ (※3)	102 m ³ (※4)
エコドライブの実践割合(定期アンケート調査による)	64%	72.0%	80%

(※1) 平成30年度の実績値を基準値としています。

(※2) 統計上の数値の変更があったため、計画策定時の数値から変更しています。

(※3) 令和3年度の実績値です。

(※4) 船橋市地球温暖化対策実行計画において目標値の見直しを行ったため、本計画においても数値を変更しています。

表 1-2-4 基本施策3 創エネルギーの推進

状態指標	基 準 (令和元年度)	現 状 (令和5年度)	数値目標
			目標年度 (令和12年度)
市内における太陽光発電システム設置容量	57,784 kW	71,236kW	97,250 kW(※)

(※) 船橋市地球温暖化対策実行計画において目標値の見直しを行ったため、本計画においても数値を変更しています。

表 1-2-5 基本施策4 親しみやすい水辺の創出

状態指標	基 準 (令和4年度) (※1)	現 状 (令和5年度)	数値目標
			目標年度 (令和12年度)
水辺を身近に感じる市民の割合(定期アンケート調査による)	37.5%	42.2% (※2)	割合の向上 (調査毎)

(※1) 令和4年度実績値です。

(※2) 令和6年度実績値です。

表1-2-6 基本施策5 まちの緑の育成

状態指標	基 準 (令和元年度)	現 状 (令和5年度)	数値目標
			目標年度 (令和12年度)
市民一人当たりの都市公園面積	3.35 m ² /人	3.39 m ² /人	3.87 m ² /人
みどりに対する満足度(定期アンケート調査による)	63.5% (※1)	68.0% (※2)	満足度の向上 (調査毎)

(※1) 令和4年度実績値です。

(※2) 令和6年度実績値です。

表1-2-7 基本施策6 多様な生態系の保全

状態指標	基 準 (令和元年度)	現 状 (令和5年度)	数値目標
			目標年度 (令和12年度)
動植物の生息地又は生育地となり得る緑地等の割合	24.0% (※1)	22.2% (※2)	現状維持
生物多様性の認知度(※3) (定期アンケート調査による)	40.6% (※2)	40.2% (※4)	認知度の向上 (調査毎)

(※1)基準値は平成28年度の実績値です。なお、計画策定時の数値から変更しています。

(※2)令和4年度実績値です。

(※3)言葉の意味まで理解している人の割合です。

(※4)令和6年度実績値です。

表1-2-8 基本施策7 自然の恵みの持続的な活用

状態指標	基 準 (令和元年度)	現 状 (令和5年度)	数値目標
			目標年度 (令和12年度)
レクリエーション施設等利用者数(※)	830,809 人	843,984 人	利用者数の増加
地場食材を意識して購入している市民の割合(定期アンケート調査による)	61.1%	60.3%	70%

(※)数値は、アンデルセン公園、海浜公園、潮干狩りの利用者数(1月～12月)の合計であり、県で発表している「千葉県観光入込調査報告書」の「スポーツ・レクリエーション施設観光入込客数」にあたり、同報告書内の観光地点入込客数とは異なる。(県の観光地点入込客数は、上記施設にサッポロビール千葉工場の入込客数を含む。)

表1-2-9 基本施策8 循環型社会の推進

状態指標	基 準 (令和元年度)	現 状 (令和5年度)	数値目標
			目標年度 (令和12年度)
リサイクル率	21.6%	21.5%	29.4% (※)
最終処分量	7,729 t	7,833t	6,118 t (※)
ごみの総排出量	204,788 t	187,110t	184,393 t (※)

(※)船橋市一般廃棄物処理基本計画に基づく目標値ですが、同計画を令和4年3月に改定し目標値を更新したため、併せて第3次船橋市環境基本計画における目標値も変更しています。

表1-2-10 基本施策9 廃棄物の適正処理の推進

状態指標	基 準 (令和元年度)	現 状 (令和5年度)	数値目標
			目標年度 (令和12年度)
産業廃棄物の不法投棄対応件数(※前3か年の平均値)	31 件	15 件	20 件

表1-2-11 基本施策10 良好な大気の保全

状態指標	基 準 (令和元年度)	現 状 (令和5年度)	数値目標
			目標年度 (令和12年度)
二酸化窒素の県環境目標値の達成率	100% (8 地点/8 地点)	100% (8 地点/8 地点)	100% (8 地点/8 地点)
浮遊粒子状物質に関する環境基準の達成率 (一般局(※1))	100% (8 地点/8 地点)	88% (7 地点/8 地点)	100% (8 地点/8 地点)
浮遊粒子状物質に関する環境基準の達成率 (自排局(※2))	100% (2 地点/2 地点)	100% (2 地点/2 地点)	100% (2 地点/2 地点)
光化学スモッグ注意報発令回数	4 回/年	4 回/年	0 回/年
エコドライブの実践割合 (定期アンケート調査による)★再掲	64% (※3)	72.0%	80%
公共交通機関の一日当たり利用者数	71,739 人/日	57,699 人/日	現状以上

(※1) 一般環境大気測定局のことと、大気の汚染状況を常時監視する測定局です。

(※2) 自動車排出ガス測定局のことと、自動車排出ガスによる環境大気の汚染状況を常時監視する測定局です。

(※3) 平成30年度の実績値です。

表1-2-12 基本施策11 健全な水環境の保全

状態指標	基 準 (令和元年度)	現 状 (令和5年度)	数値目標
			目標年度 (令和12年度)
BOD(※)の環境基準達成率(河川)	100% (5 地点/5 地点)	100% (5 地点/5 地点)	100% (5 地点/5 地点)
海老川流域におけるBOD濃度 3mg/L 以下達成率	30% (3 地点/10 地点)	50% (5 地点/10 地点)	100% (10 地点/10 地点)
印旛沼流域におけるBOD濃度 3mg/L 以下達成率	67% (2 地点/3 地点)	33% (1 地点/3 地点)	100% (3 地点/3 地点)
COD(※)の環境基準達成率(海域)	75% (3 地点/4 地点)	50% (2 地点/4 地点)	100% (4 地点/4 地点)
全窒素の環境基準達成率(海域)	75% (3 地点/4 地点)	25% (1 地点/4 地点)	100% (4 地点/4 地点)
全りんの環境基準達成率(海域)	50% (2 地点/4 地点)	0% (0 地点/4 地点)	100% (4 地点/4 地点)
青潮等の年間発生回数	2 回	4 回	0 回

(※)水の汚れを分解する際に必要となる酸素量のことと、水の汚れを示す代表的な指標です。

表 1-2-13 基本施策12 快適な生活環境の保全

状態指標	基 準 (令和元年度)	現 状 (令和5年度)	数値目標
			目標年度 (令和12年度)
幹線道路に面する地域の騒音環境基準達成状況	89.9%	90%	達成率の向上
公害苦情件数(※)	166 件 (38 件)	344 件	150 件 (30 件)
交通事故発生件数	1,469 件	1,004 件	件数の減少

(※)典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)の件数です。

令和2年度以降は見直しにより、受け付けた苦情は全て公害等調整委員会へ報告することとしているため、基準値と目標値(令和12年度)を変更しています。カッコ内の数値は変更前のもので、前3か年の平均値です。

表1-2-14 基本施策13 船橋の環境を担う「ひと」づくり

状態指標	基 準 (令和4年度) (※1)	現 状 (令和5年度)	数値目標
			目標年度 (令和12年度)
環境問題に关心を持っている人の割合 (定期アンケート調査による)	92.4%	89.5% (※2)	100%

(※1)令和4年度実績値です。

(※2)令和6年度実績値です。

表1-2-15 基本施策14 船橋の環境を育む「つながり」づくり

状態指標	基 準 (令和4年度) (※1)	現 状 (令和5年度)	数値目標
			目標年度 (令和12年度)
環境問題に关心を持っている人の割合 (定期アンケート調査による)★再掲	92.4%	89.5% (※2)	100%

(※1)令和4年度実績値です。

(※2)令和6年度実績値です。

表1-2-16 基本施策15 協働を促進する「しくみ」づくり

状態指標	基 準 (令和4年度) (※1)	現 状 (令和5年度)	数値目標
			目標年度 (令和12年度)
環境問題に关心を持っている人の割合 (定期アンケート調査による)★再掲	92.4%	89.5% (※2)	100%

(※1)令和4年度実績値です。

(※2)令和6年度実績値です。

5. 重点的な取組

環境・経済・社会の統合的向上を見据え、市民・事業者・行政等が一体となって取り組める「船橋らしさ」を持った4つの重点的な取組を設定しました。計画本編では、重点的な取組ごとに市民・事業者の皆さんに求められる行動をまとめています。

第3次船橋市環境基本計画における重点的な取組

取組1：「みんなで目指す！COOL(クール)な船橋、ストップ温暖化！」プロジェクト

方針：温室効果ガスの削減に市・市民・事業者みんなで取り組もう！

『市民に求められる行動』

- エコドライブ、テレビなどの家電機器の節電等を実施しましょう。
- 使い捨て製品の購入を控える等、ごみの排出量を減らしましょう。



取組2：「みんなで回す！自然の恵みサイクル、食から環境を良くしよう！」プロジェクト

方針：食を通じて様々な環境課題の解決にみんなで取り組もう！

『市民に求められる行動』

- 自然について理解を深め、自然の保全活動等に積極的に参加しましょう。
- 地産地消を心掛け、地域の食材を選びましょう。



取組3：「みんなでつなぐ！台地から海への水ネットワーク、育もう豊かな暮らし」プロジェクト

方針：豊かな水ネットワークをみんなで守り、暮らしに生かそう！

『市民に求められる行動』

- 水辺や緑が持つ様々な働きを学び、関連活動に積極的に参加しましょう。
- マイバッグ・マイボトル等を使い、プラスチックごみを減らしましょう。



取組4：「みんなでつくる！環境を守り育てるひとづくり・協働の環(わ)」プロジェクト

方針：未来の環境の担い手づくりに向けた好循環を育もう！

『市民に求められる行動』

- 環境情報を積極的に集めましょう。
- 環境イベント等に参加して、環境に関わる人たちと交流を深めましょう。

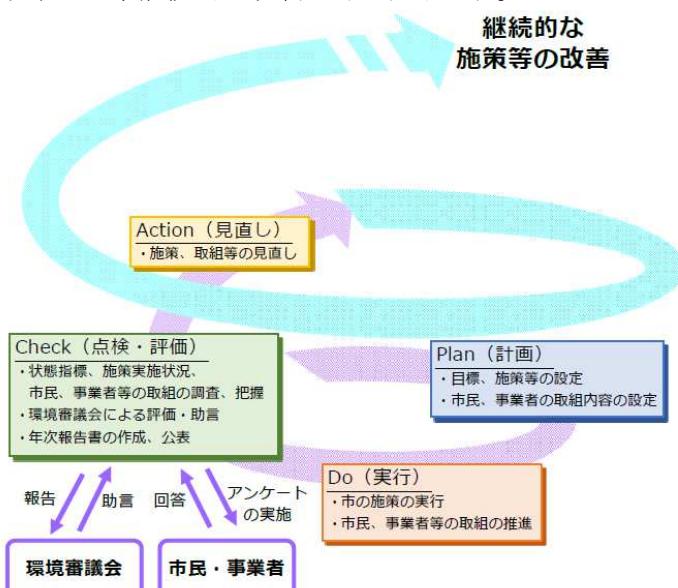


6. 計画の推進

本計画は、各基本施策を総合的に推進することで、実効性を高めていく必要があります。そのためには、庁内関係各課が連携を取りながら全局的に取り組み、また、国・県や近隣自治体等とも連携しながら施策を推進します。

また、「重点的な取組」や「市民・事業者に求められる行動」などの推進にあたっては、市民・事業者・市民団体・大学等研究機関などの様々な主体が協働し、市と連携を図っていくことが重要です。

本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルによって行います。市は、環境像の実現に向けて着実に施策・取組を推進するため、その実施状況等を年度ごとにとりまとめます。また、目標とする指標の達成度について、市民・事業者等へのアンケート調査を通じて把握に努めます。それらの結果は環境審議会に報告して点検・評価を行うとともに、毎年年次報告書にとりまとめ、ホームページ等を通じて広く公表し、さらに施策・取組を見直して、継続的な改善に取り組みます。



第3節 環境関連の法体系

1. 法律について

環境関連の法令は、公害防止を目的とした「公害対策基本法」を中心として構成されてきましたが、人間の活動の拡大に伴う地球環境保全、廃棄物処理、都市・生活型公害問題などの新たな環境問題に対応するため、平成5年11月に、「公害対策基本法」を発展的に継承した「環境基本法」が制定されました。

その後、廃棄物問題、地球温暖化現象の顕在化、ダイオキシンなどの有害化学物質による環境問題などに対応するための法律が次々と制定されています。

深刻な社会問題となっている廃棄物問題については、平成12年6月に循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」が、その個別法としての「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)等と一体的に制定されました。

地球温暖化対策については、平成14年3月に京都議定書の締結に向けて、地球温暖化対策推進大綱の改定が行われ、また京都議定書発効の際に京都議定書目標達成計画を定めること等を内容とする地球温暖化対策推進法の改正が行われました。平成30年には、これまでの温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」とは別に気候変動の影響による被害を防止・軽減する「適応策」を法律的に位置づけた、「気候変動適応法」が制定されました。

また、自然環境の保全については、平成20年6月に生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定めた「生物多様性基本法」が制定されました。

(令和元～4年度の主な環境関連法の制定状況)

- 令和元年度 ・食品ロスの削減の推進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(一部改正) ・浄化槽法(一部改正)
- 令和2年度 ・大気汚染防止法(一部改正) ・省エネルギー法(一部改正)
- 令和3年度 ・環境基本法(一部改正) ・地球温暖化対策推進法(一部改正) ・省エネルギー法(一部改正) ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
- 令和4年度 ・省エネルギー法(一部改正) ・外来生物法(一部改正)

2. 条例について

(1) 船橋市環境基本条例

今日の環境問題は、社会経済活動の拡大やライフスタイルの変化によって新たな局面を迎え、次世代への影響あるいは地球規模の問題として捉える必要が生じています。

家庭からの生活雑排水による河川汚濁、自動車の排出ガスによる大気汚染、大量生産・大量消費・大量廃棄によるごみ問題など、私たちの生活そのものが公害を引き起こす原因となっています。

公害の発生源は工場であり、被害者は市民という図式は崩れ、市民は被害者であると同時に加害者であるという面も持つようになり、環境問題を克服するには、全ての主体(市民・事業者・行政)が公平な役割分担の下に環境への負荷の少ない社会を構築していくことが必要となっています。市では、こうした環境を取り巻く変化に的確に対応するため「環境基本条例」を平成9年3月に制定しました。

この条例は、「①現在、将来にわたり、市民が健全で恵み豊かな社会を維持するため、それぞれの主体が公平な役割分担の下に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築すること、②人と自然が共生できる環境をつくること、③地球環境の保全を積極的に推進すること」を基本理念とし、これらを具体化するための「環境基本計画」の策定を義務づけています。

(2) 船橋市環境保全条例

平成9年3月に「環境基本条例」を制定した際に、その本旨を達成するため、「公害防止条例」を発展的に継承した「環境保全条例」を制定しました。

この条例には、従来型の公害防止対策以外に都市・生活型公害や地球環境問題に対応するため、①自動車交通公害に関する施策、②生活排水対策に関する施策、③土壤・地下水汚染防止に関する施策、④化学物質等の適正管理に関する施策、⑤地球環境の保全に関する措置、⑥市民が行う環境保全活動に対する援助措置等を新たに追加しました。環境基本条例が理念と施策の基本的枠組みを主体としているのに対し、環境保全条例は具体的な規制措置等を定めています。

また、平成15年4月の中核市移行に伴う移譲事務を受け入れるため、平成14年12月に環境保全条例を全部改正しました。

(主な改正点)

- ・県からの移譲事務を規定するとともに、環境影響の事象ごとに再構築しました。
- ・新たに揚水施設(小規模揚水施設)の規制を見直し、規制対象の範囲を拡大しました。

(3) 挥発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例

国は、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント対策の一環として、その原因物質の一つである揮発性有機化合物(以下「VOC」という。)の大気排出量を低減するため、大気汚染防止法の一部を改正し、新たな排出抑制策を講じました。

本市でも光化学スモッグ注意報等の発令状況等を考慮し、法制度として新たに導入された自主的な取組を確実に促進するため、条例を制定しました。

また、同条例の規定により事業者が自主的に行う VOC の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関し必要な事項を指針に定めました。

第4節 公害の未然防止に関する総合的施策

1. 環境影響評価制度

(1) 環境影響評価

環境影響評価(環境アセスメント)は、米国において1969年に国家環境政策法によって制度化されたものがその始まりとなっています。

環境影響評価は、環境に影響を及ぼす事業について、事業者自らがその環境影響を調査・予測・評価し、環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものにするために行われるものです。

環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築するためにはきわめて重要なものとなっています。

国においては、平成5年11月に施行した環境基本法に環境影響評価の推進が位置づけられ、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定されました。また、千葉県では平成10年6月に「千葉県環境影響評価条例」を制定しました。法律、県条例とも平成11年6月に施行されています。

(2) 法、条例に基づく手続き

令和5年度に本市域への影響が懸念される事業計画として実施された環境影響評価に係る手続きは、県条例に基づく習志野市新清掃工場建設事業に係るものがあり、方法書に対する市長意見の照会などがありました。

2. 公害防止協定

昭和30年代後半から昭和50年頃には、高度経済成長に伴い本市に進出する企業や生産施設等を増設する企業が増加したため、事業活動に伴う公害の発生防止と地域住民の健康の保護と生活環境を保全することを目的として、一定規模以上の企業と公害防止協定を締結しています。また、具体的な数値目標を定めた細目協定を併せて締結している企業もあります。

今日の環境問題は、地球存続 자체にも影響を及ぼすオゾン層の破壊、地球温暖化など社会経済活動が環境への負荷をあまりにも増大させたことにあり、循環型社会を基調としたスタイルに変換していくことが重要となってきています。

本市では、このような状況から、環境への負荷の大きい企業・事業所と環境保全に関する協定を新たに締結することや現行の公害防止協定を環境保全に関する協定へ移行することを検討中です。

(1)公害防止協定

燃料使用量が毎時1,000リットル以上(重油換算)又は日平均排水量が1,000m³以上の工場を対象として協定を締結しています。

(2)施設等の建設に関する協定書に基づく公害防止協定

施設等の建設に関する協定書において京葉港地区に進出する企業は、市と公害防止協定を締結しなければならないと定めています。

(3)基本的な指導方針

- 大気汚染 ばい煙等の排出量を極力少なくするため、燃料は灯油、ガス等の低硫黄燃料の使用に努めること。
- 騒 音 敷地境界線において規制基準から5デシベル減じた値以下になるよう努めること。
- 振 動 敷地境界線において規制基準から5デシベル減じた値以下になるよう努めること。
- 悪 臭 三点比較式臭袋法による臭気濃度が、敷地境及び排出口において、「千葉県悪臭防止対策指針」の指導目標値以下になるよう努めること。

3. 事前協議

(1)公害防止協定に基づく事前協議

公害防止協定を締結した事業者は、生産施設又は公害防止施設を新設、増設又は変更しようとするときは、事前に市と協議のうえ、その同意(助言及び指導)を得なければならないとしています。

(2)開発行為等における事前協議

宅地開発事業を行おうとする事業者は、周辺環境への影響を未然に防止するため、事前に市と協議しなければならないとしています。

4. 公害防止管理者等

特定工場(製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場のうち、ばい煙発生施設、污水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設及びダイオキシン類発生施設を設置している工場)における公害防止組織の整備に関する法律に基づく公害防止統括者等の選任・解任に関する届出等を受け付けているほか特定工場等における公害防止技術の維持向上と公害防止管理者制度を推進するため、公害防止管理者等に対する指導育成を行っています。

(1)届出状況

本市における公害防止管理者等を選任する必要のある特定工場は、令和5年度末で25工場であり、公害防止管理者等の選任状況は、次の表のとおりです。

公害防止管理者は、事象ごとに定められた施設を設置している製造業などにおいて選任する必要があり、公害防止統括者は、常時21人以上の従業員を使用する事業者が設置する特定工場において選任する必要があります。

また、公害防止主任管理者は、ばい煙発生施設の排ガス量が1時間あたり40,000m³以上、かつ、汚水等排出施設の排出量が1日あたり10,000m³以上の事業所において選任する必要があります。

表 1-2-17 公害防止管理者等の選任状況(令和5年度末)

(単位:人)

区分	統括者	主任管理者	公 害 防 止 管 理 者						
			大気汚染	水質汚濁	騒 音	特定粉じん	一般粉じん	振 動	ダイオキシン
選任者数	22	0	14	10	6	0	3	5	1